

# 貿易関係証明申請者登録について

## ■登録に必ず必要な書類

①貿易関係証明に関する誓約書（申請者向け）

②貿易関係証明申請者登録台帳

- ・貿易関係証明申請者署名届
- ・貿易関係証明業態内容届

③登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※3ヶ月以内に発行された原本

※有効期限は手続きを完了した日から2年間です。

## ■下記に該当する場合は、別途書類が必要です。

<営業拠点が、証明を申請する商工会議所の地区内にない場合>

①登記上本店所在地区の商工会議所（または商工会）の会員証明書

②証明を申請する商工会議所で登録が必要になった理由書

<代表者・署名者（サイナー）が外国人の場合>

下記いずれかの書類が必要となります。

①在留カード（特別永住者の方は「特別永住者証明書」）のコピー（表裏両面）

②旅券（パスポート）のコピー（氏名、在留資格、在留期限の記載ページ）

③住民票（国籍・地域・在留資格・在留期間（満了日）が記載され、3ヶ月以内に発行されたもの）**原本**

○代表者以外の署名者（サイナー）は上記いずれかの書類に加えて下記の書類のいずれかを提出してください。

④社員証のコピー

⑤事業所で使用している名刺**原本**

※なお、外国人登録証明書をお持ちの方は、上記①～⑤の書類に代わって、従来通り「外国人登録証明書」の表裏両面のコピーで結構です（2015年7月8日までの経過措置）

※在留資格や在留期限を確認します。

入国管理法に抵触する場合は、登録をお断りすることがありますのでご了承下さい

<中古品を取り扱う場合>

①各都道府県公安委員会発行の古物商許可証のコピー

（注）「古物商」許可証の提出が無い輸出者は、中古品の原産地証明書の発給申請はできません（自社が使用していた中古品を除く）。

## ■下記に該当する場合は、事前にお問合せ下さい。

①代表者・署名者（サイナー）が国家資格を有しており、その職業上証明を必要とする場合。

②外資系の企業で「日本における代表者」の代表印を使用していない場合

③窮境にある企業(清算手続き中、会社更生法適用申請中、手続き開始等)の場合

④共同代表者の形態をとっている場合

⑤社名変更後も旧社名の印を引き続き使用している場合（社名と印影が違う場合）

## ■登録・更新料（非会員のみ）…5,000円

<本件担当>

豊田商工会議所 総務部 貿易証明担当

〒471-8506 豊田市小坂本町1-25

TEL (0565) 32-4568 FAX (0565) 34-1777

URL [www.toyota.or.jp](http://www.toyota.or.jp) E-MAIL somu@toyota.or.jp